

佐本広発第91号  
令和3年9月1日各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和8年3月31日まで
被害者支援係	

佐賀県警察本部長

## 佐賀県警察犯罪被害者支援基本計画について（通達）

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害だけでなく、その結果として生じる精神的被害、経済的被害等多くの副次的な被害を受けている。警察は、犯罪被害の直後から犯罪被害者等と最も密接に関わる機関であることから、警察が行う犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の犯罪被害等からの回復において極めて重要な意義を持っている。

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等支援を総合的かつ効果的に推進するため、別添のとおり「佐賀県警察犯罪被害者支援基本計画」を制定したので、各所属にあつては、本計画に基づき各種施策を積極的に推進されたい。

なお、「佐賀県警察犯罪被害者支援基本計画について（通達）」（平成28年6月27日付け、佐本広発第72号）は廃止する。

## 佐賀県警察犯罪被害者支援基本計画

### 第1 目的

この計画は、佐賀県警察における犯罪被害者等の視点に立った各種施策を総合的かつ効果的に推進するため、犯罪被害者等への支援に関する基本理念や留意事項、計画期間において講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示すことを目的とする。

### 第2 定義

- 1 犯罪等  
犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 2 犯罪被害者等  
犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- 3 犯罪被害等  
犯罪等により犯罪被害者等が受ける被害
- 4 犯罪被害者等支援  
犯罪被害者等に対する各種支援活動

### 第3 基本理念

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、個人の尊厳を尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを踏まえ、その被害の状況、原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講じなければならない。

### 第4 警察が行う犯罪被害者等支援

警察が行う犯罪被害者等支援は、警察が自らの設置目的を達成するために当然に行うべき警察本来の任務であり、犯罪被害者等の犯罪被害等からの回復において極めて重要な意義を持つものであることを認識し、下記の事項を実施することとする。

- 1 犯罪被害者等のニーズに応じた援助  
犯罪被害者等の救済又は不安の解消に資するため、情報提供や助言、指導のほか病院への付添いや自宅への送迎等犯罪被害者等のニーズに応じた適時適切な援助を実施する。
- 2 関係機関・団体との連携強化  
犯罪被害者等が平穏な生活を回復するためには、被害直後から中・長期にわたり多様なニーズに応じた途切れることのない支援を行う必要があることから、犯罪被害者支援に携わる機関、団体との連携を強化し、支援体制の構築を図るとともに事件発生時には、迅速かつ的確な協力要請を実施する。
- 3 犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動  
犯罪被害者等が安心して援助を求めることができるようにするとともに、社会全体の犯罪被害者等支援に関する気運と連帯共助の精神を醸成するために、あらゆる機会を利用し犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を実施する。

### 第5 犯罪被害者等支援に当たって留意すべき基本的事項

- 1 犯罪被害者等の個人の尊厳への配慮

犯罪被害者等支援は、社会の例外的存在に対する恩恵的な措置として行われるものではなく、社会の一員としてその尊厳にふさわしい支援が行われるよう配慮すること。

## 2 犯罪被害者等の置かれた状況に対する理解

犯罪被害者等の置かれた状況は、個々の犯罪被害者等ごとに、また、時間の経過とともに変化するものであることから、支援に当たっては、個々具体的事情を正確に把握すること。

## 3 犯罪被害者等のニーズに即した支援の実施

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が何を望んでいるか、何が必要かを常に念頭に置いて実施すること。

## 4 犯罪被害等の早期軽減

犯罪被害者等支援は、犯罪被害の発生直後から継続的に行うこと。

## 5 支援に携わる者からの積極的な働き掛け

自ら支援を要請することが困難な犯罪被害者等に対しても、必要な支援が行われるよう、支援に携わる者の側から積極的な働き掛けを行うこと。

## 6 犯罪被害者等に対する情報提供及び適切な説明

犯罪被害者等が陥りがちな心身の状況や各種の支援制度に関する必要な情報を、適切な時期に提供すること。

## 7 二次的被害の防止

犯罪被害者等支援に当たっては、犯罪被害者等の人権やその心身の状況に十分に配慮し、専門的知識を有する者が支援に当たるとともに、施設の整備を行うなどして二次的被害の防止を図ること。

## 8 プライバシーへの配慮

周囲の人々の言動、取材や報道により二次的被害を受けることがないように、犯罪被害者等のプライバシーに配慮すること。

## 9 犯罪被害者等の安全確保

犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止するとともに、再被害への不安を解消するよう配慮すること。

## 10 支援に携わる者への心理的影響に対する配慮

支援に携わる者は強いストレスを受ける場合があることから、支援者を指導する立場にあるものは、支援者の活動状況等を確実に把握し、そのメンタルヘルスに注意を払うこと。

## 11 途切れることのない支援

長期間を要する犯罪被害者等支援においては、制度や担当機関が替わっても連続性をもって支援を行うこと。

## 12 民間犯罪被害者等支援団体と警察との有機的な連携

途切れることのない支援を実現するため、異なる機関・団体で相互の役割について理解し、適切な連携を行うことが必要であることから、警察と民間犯罪被害者等支援団体との間で、相互の役割分担や連絡方法等の認識の共有を図り、継ぎ目のない有機的な連携を図ること。

## **第6** 計画期間

令和8年3月31日までの5年間

## **第7** 具体的な施策

特に講ずべき具体的な施策については、別表「犯罪被害者等支援施策」のとおりとする。

なお、同施策については、犯罪被害者等に加え、施策の内容に応じ、被害を受けた者の家族や刑事事件として立件されていない犯罪の犯罪被害者等に対しても積極的に推進することとする。

また、それぞれの所属の実情に応じた別表の施策以外の独自施策についても関係部門との連携を図りながら積極的に推進していくこととする。

## **第8** 犯罪被害者等支援推進体制

### 1 佐賀県警察被害者支援推進委員会の設置

犯罪被害者等支援についての総合的な施策を検討し具体化していくため、警察本部に「佐賀県警察被害者支援推進委員会」を設置することとする。

なお、この委員会の構成等については、別に定める。

### 2 警察署被害者支援推進委員会の設置

各警察署における犯罪被害者等支援に関する各種施策を推進するため、警察本部に準じて「警察署被害者支援推進委員会」を設置することとする。

なお、この委員会の構成等については、警察署長が定めることとする。

## 犯罪被害者等支援施策

No.	項目	施策概要	担当
1 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	(1) 相談体制の充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談専用電話「#9110」、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」等への犯罪被害者からの相談に適切に対応できるよう体制の充実を図る。</li> <li>警察署犯罪被害者支援ネットワーク等と情報提供や意見交換を行うなどして、有機的な連携を図るとともに、他機関に引き継ぐ場合には確実な引継ぎと引継ぎ後の措置結果の確認を徹底する。</li> <li>犯罪被害者等に対する支援のための連絡議会（V S協議会）や性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「性暴力救援センター・さが（さがmirai）」などの関係機関・団体と必要な連携を図る。</li> </ul>	広島県
		女性被害者等に適切に対応するため、女性警察官による24時間の相談等の対応策を整備することにより、女性被害者等の心情に根ざした業務を推進する。	警務
		利殖勧誘事犯、ヤミ金融事犯、悪質商法等の相談に対し、相談者の意向を踏まえた対応を心掛け、事後連絡の要否確認をするなど適切な対応を行う。	生企
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「レディーステレホン」により女性からの相談に適切に応じるとともに犯罪被害者等の要望に応じて関係機関・団体に対する情報提供やこれらの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすくより負担が少なくなるような対応を行う。</li> <li>少年サポートセンター、同センター北部出張所、ヤングテレホン等、少年相談に関する相談窓口を設置し、被害少年等がより相談しやすく、負担が軽減されるような対応を行う。</li> <li>少年福祉犯罪や児童虐待等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用により、事件の早期の認知・検挙に努め、犯罪被害者等を早期に保護する。</li> </ul>	人少
		サイバー犯罪等の相談への適切な対応を行う。	サイバー
		列車内で犯罪被害に遭った女性からの相談の利便性等を考慮し、鉄道警察隊員等による相談受理体制を確保するとともに、事件の早期認知・検挙に努め、被害者の早期保護を行う。	地域
		<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」等による相談受理及び性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置等、相談体制の充実を図る。</li> <li>さがmiraiをはじめとする性犯罪被害の対応を行う関係機関・団体と連携を図り、必要に応じて引継ぎを行うなど、性犯罪被害者等の負担軽減を図る。</li> </ul>	捜一
		<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力相談110番・けん銃110番の適切な運用により事件の早期認知、検挙に努め、被害者の早期保護を行う。</li> <li>暴力団犯罪等の被害者特有の不安感に十分配慮した適切な相談の対応を行う。</li> </ul>	組対

No.	項目	施策概要	担当
		<p>交通安全活動推進センター（佐賀県交通安全協会）及び県の関連機関である交通事故相談所が行う交通事故相談業務が、適切に実施され、相談を受理する職員の対応内容がより充実するよう、必要な交通関連情報の提供を積極的に行う。</p>	交企
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故被害者連絡調整官が中心となり交通事故被害者に対する適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。</li> <li>・犯罪被害者等の要望に応じて被害者支援連絡協議会・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応を図る。特にひき逃げ事件や幼児等が被害者となる事故等、精神的被害の大きい犯罪被害者等に対しては、必要に応じて広報県民課と協議の上、佐賀VOISSを紹介し、また犯罪被害者等から支援要請があった場合には、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度に則り確実な情報提供を行う。</li> </ul>	交指
		<p>交通事故犯罪被害者等から、当該加害者の意見の聴取期日、行政処分結果等についての問合せがあった場合に適切な対応を行う。</p>	運免
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動等に対して適切な対応を行う。</li> <li>・自治体、企業等に対する訪問活動を継続的に実施して、管理者等との連絡体制の強化を図る。</li> <li>・街頭宣伝活動等をほのめかした賛助金要求、図書購入要請などの相談については、相談者方等に赴き、対処要領を指導するなど迅速な対応を行う。</li> </ul>	備一
(2)	告訴・告発、被害の届出等の適切な受理等	<p>告訴・告発事案の告訴・告発センターとの連携による確実な対応を行うとともに、被害の届出について、組織による迅速・確実な受理を徹底することはもちろんのこと、事案の状況に応じ、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止について検討するなど警察署、関係都道府県警察及び他の関係機関との情報共有の徹底を図る。</p>	刑企
		<p>告訴・告発の受理については、必要に応じて直ちに聴取・検討を行った上で、迅速に受理するよう努めるとともに、犯罪被害者等からの被害の届出については、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するなど、犯罪被害者等の視点に立って適切に対応する。また、犯罪としての立件とは別に、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止の検討を行い、捜査担当以外の部門や他の機関での対応が適切なものについては、確実に引き継ぐなど必要な措置を行う。</p>	捜一
		<p>告訴・告発事件の相談や被害相談の受理に当たっては、被害者の立場に立って適切に対応し、相談・届出内容を十分に吟味して擬律判断を行い、その内容が明白な虚偽や著しく合理性を欠くもの、複雑で捜査等に相当な時間が必要ものを除き、可能な限り3か月以内に受理・不受理を判断する。</p> <p>不受理と判断したものについては、相談者に対して不受理と判断した理由を十分に説明して適切に対応する。</p> <p>捜査部門以外の部門や他機関での対応が適当なものについては、確実に引き継ぐなど必要な措置を行う。</p>	捜二

No.	項目	施策概要	担当
(3) 刑事に関する 手続等に関する 情報提供の 充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援要員制度の適切な運用を図り、適時適切に「被害者の手引き」の交付を行い、刑事手続等に関する情報提供を行う。</li> <li>・外国人犯罪被害者等に対しては、英語、韓国語、中国語（北京語）版の「被害者の手引き」を適時適切に活用する。</li> </ul>	広県
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV・ストーカー犯罪被害者等に対しては、各警察署に配布したストーカー対策、DV対策マニュアル等を活用し、適切な各種手続の教示を行う。</li> <li>・犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、少年保護事件の手続等について、「被害者の手引」やパンフレット等を活用し、犯罪被害者等への早期提供に努める。</li> </ul>	人少
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の意見、要望等を踏まえ、早期に「被害者の手引き」等を配布するなどして、刑事手続、犯罪被害者給付制度、犯罪被害者等早期援助団体への被害者情報提供制度等に関する情報を提供し、犯罪被害者等の刑事手続への関与拡充を図る。</li> <li>・性犯罪被害者用の「被害者の手引き」を配布して、公費負担制度等について適切な説明を実施し、経済的負担の軽減を図るとともに、警察活動への理解と協力を得る。</li> </ul>	捜一
		<p>死亡事故やひき逃げ事件が発生した際、犯罪被害者等に対し、現場配布用リーフレット及び「被害者の手引き」を配布するとともに、同手引き等を効果的に活用し、今後の刑事手続等に関する説明を分かりやすく行い、犯罪被害者等の不安の解消を図る。</p>	交指
(4) 捜査に関する 適切な情報提供等		<p>被害者連絡等の支援活動を通じて得られた犯罪被害者等の状況や要望のうち、関係機関や民間被害者支援団体と共有すべき内容が適時適切に情報提供され、関係機関・団体と連携した支援が行われるよう必要な措置を行う。</p>	広県
		<p>少年犯罪に関し、捜査への支障を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するとともに、他の行政機関や犯罪被害者支援団体と共有すべき内容については、犯罪被害者等の同意を得て情報提供するなど、関係機関・団体との連携を図る。</p>	人少
		<p>「佐賀県警察被害者連絡実施要領」に基づく、各警察署の推進状況を把握するとともに、本部事件主管課及び広報県民課犯罪被害者支援室と連携を図りながら、研修会、業務指導等の機会を捉え、「被害者の手引き」の交付、説明状況を始めとした被害者連絡の具体的推進状況等を検証し、確実かつ適切に実施されるように指導を徹底する。</p>	刑企
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者連絡制度を活用し、地域警察官による訪問等の犯罪被害者等の要望を把握し、部門を越えた又は支援団体等との連携による支援を行う。</li> <li>・捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じ、被疑者の検挙及び捜査経過等について情報提供を行い、捜査への理解と協力を得るとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した適切な被害者支援を行う。</li> </ul>	捜一 交指

No.	項目	施策概要	担当
	(5) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	「被害者の手引き」等を活用し、損害賠償請求制度等の犯罪被害者等のための制度に関する情報提供の充実を図る。	広島
	(6) 犯罪被害者に関する情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等のプライバシーの保護と発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な報道対応を行う。</li> <li>・報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な説明や情報提供を行うよう努めるとともに、犯罪被害者等に関する情報が外部に漏洩することがないよう情報の保護を徹底する。</li> </ul>	広島
	(7) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分	<p>証拠物件の適正な管理について、あらゆる機会を通じて指導・教養を行う。</p> <p>検察庁と連携し、捜査上留置の必要なくなった証拠物件については、犯罪被害者等の意向を踏まえた上で、証拠物件の適正な返却又は処分を行う。</p>	生企 刑企 交指
	(8) 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等	<p>関係機関・団体、部内関係課、警察庁及び他都道府県警察と連携し、県内在住の遺族等や帰県する犯罪被害者等に対する情報提供等、適切な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察庁と連携し、海外における邦人（佐賀県）の犯罪被害に関する情報収集に努める。</li> <li>・関係機関や団体及び関係所属と連携し、被害者や被害者の親族等に対して、支援に関する情報提供を行うなど適切な支援に努める。</li> </ul>	広島  組対 備一
	(9) 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進	捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど不安感の解消に努める。	地域
	(10) 被害少年等が相談しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年サポートセンターに設置しているフリーダイヤルの相談専用電話（ヤングテレホン）を、警察本部のホームページや同センターのパンフレット等に掲載するほか、非行防止教室等の各種機会を通じて広報を行い、積極的な活用を図る。</li> <li>・必要に応じて公用スマートフォンを活用し、被害少年等からの相談対応や支援を実施する。</li> <li>・被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。</li> </ul>	人少

No.	項目	施策概要	担当
	(11) 被害児童からの事情聴取における配慮	児童を被害者とする事案への対応において、被害児童の負担軽減及び供述の信用性を担保するため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて、積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所、回数及び方法等を考慮するなど、被害児童に配慮した取組を行う。	人少 刑企 捜一
	(12) 性犯罪被害相談の適切な対応	性犯罪被害相談については、相談者が希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外は、当直勤務中の職員が対応した上で担当者に確実に引き継ぐなど、適切な運用を行う。	捜一
	(13) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上	性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。 また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体である被害者支援ネットワーク佐賀VOISS（佐賀VOISS）やさがmiraiに提供するなど、性犯罪被害者が早期に支援を受けやすくなるよう努める。	広県
		性犯罪被害者（事件化を望まない性犯罪被害者を含む。）に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。	捜一
	(14) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	・医療機関等において、警察への被害の届出前の性犯罪被害者からの証拠資料の採取が適切に行われ、当該証拠資料が性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮した上で適切に警察へ引き継がれるよう、証拠資料の採取等に必要な資機材の整備及び関係機関への働き掛けを行い、性犯罪被害者による警察への被害の届出前に証拠資料が滅失することのないよう努める。 ・産婦人科医会等とのネットワークを活用し、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。	広県 刑企 捜一
		・DNA型資料採取機材の取扱要領について性犯罪を担当する捜査員に教養を行い、同機材の活用を図る。 ・性犯罪被害者の負担軽減となる採取方法、採取機材の研究開発を促進し、効果があるものについて積極的に導入する。	鑑識
	(15) 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等	検視及び解剖に関し、パンフレットの交付等により、遺族に対し、その目的、手続、司法解剖時における遺体搬送料の公費負担制度等を説明し、遺族の心情に配慮した対応を行う。	捜一 交指

No.	項目	施策概要	担当
	(16) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定交通事故事件の発生を認知した場合は速やかに交通事故事件統括官及び交通鑑識官等を派遣し、事故原因の究明及び過失認定を行う。</li> <li>・ 防犯カメラやドライブレコーダー等の映像記録を有効に活用し、事故原因を追及する。</li> <li>・ 簡約特例書式適用事故については、後日取調べせずともよいように事故現場で被害者調書を作成したり、また、今後増加が見込まれる日本語を解さない外国人に係る交通事故事件の捜査書類の合理化を図るなど、被害者の負担軽減を図る。</li> </ul>	交指

No.	項目	施策概要	担当
2 精神的被害の回復への支援及び経済的負担の軽減に資する支援	(1) 医療費等の公費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件立証上、必要と認められる初診料や診断書及び死体検案書の取得に必要な経費、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費を公費で負担し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図るとともに、各種研修会等において制度を周知する。</li> <li>・適時適切な公費負担を行うために、各警察署、高速隊及び本部事件主管課と連携を図るとともに、「被害者支援管理システム」を活用し、対象事件の早期把握と公費負担制度の適切な運用による犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図る。</li> </ul>	広県
	(2) カウンセリング費用の公費負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等がカウンセリングのために精神科医や臨床心理士等に受診した際の初診料やカウンセリング料について、公費負担制度を適切に運用していくとともに、情勢に応じて制度の充実を図っていく。</li> </ul>	広県
		「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づく各種施策推進に伴う関連予算の確保に努める。	会計
	(3) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部犯罪被害者支援室の臨床心理士（部内カウンセラー）の積極的な運用を図っていく。</li> <li>・本部犯罪被害者支援室員をカウンセリング業務に関する研修会等に積極的に参加させ、支援技能の向上を図る。</li> <li>・被害後、早期の段階で佐賀VOISS職員によるカウンセリング（委託事業）を依頼するなど、犯罪被害者等の精神的な負担の軽減を図っていく。</li> </ul>	広県
	(4) 被害直後における居住場所の確保	自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難となった場合等に犯罪被害者等が一時的に避難するための経費、自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度を積極的に運用する。	広県 捜一
	(5) 犯罪被害給付制度の運用改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種広報媒体等を活用して犯罪被害給付制度の周知徹底を図るとともに、対象事案の把握と犯罪被害者等への教示を徹底する。</li> <li>・犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を事案の内容に即して迅速かつ適正に行い、犯罪被害者等給付金の早期支給に努めるとともに、仮給付制度の効果的な運用を図る。</li> </ul>	広県
	(6) 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害給付制度による救済が見込めない事件の犯罪被害者等に対し、公益財団法人犯罪被害救援基金による支援金の支給が図られるよう犯罪被害者等に関する情報提供を行う。</li> <li>・公益財団法人犯罪被害救援基金が行う奨学金、支援金の給付事業に該当する犯罪被害者等を認知した場合は、対象者等に対する適切な教示を行う。</li> </ul>	広県
(7) 海外における犯罪被害者等に対する経済的支援	国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体等を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底し、その適正な運用に努める。	広県	

No.	項目	施策概要	担当
(8)	被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進	佐賀VOISSに委託しているスーパービジョン事業を活用し、被害少年に対する支援の方向性や方法等についてアドバイスを受けることができる体制を確保するとともに、同事業の積極的活用を図る。	広県
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員の技術向上を図るため、公認心理師等の資格取得を推奨するとともに、同職員を少年サポートセンターで集中運用し、被害少年等の支援を推進する。</li> <li>被害少年や保護者の同意を得た上で、被害少年サポーター等の少年警察ボランティアや関係機関等と連携し、被害少年等の継続的な支援を実施する。</li> </ul>	人少
		<ul style="list-style-type: none"> <li>少年に対する暴力団への加入強要等に対しては、規制援護等の措置を行う。</li> <li>暴追センターが実施する少年補導委員等に対する研修の支援を行う。</li> </ul>	組対
(9)	犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	利殖勧誘事犯やヤミ金融事犯等の悪質商法事犯の被害認知時における口座凍結のための金融機関への情報提供など、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に係る金融機関への適切な対応と被害者への教示を徹底し、再被害防止と被害回復を図る。	生企
		<p>口座振込型の特殊詐欺を認知した際は、金融機関に対する口座凍結検討依頼を早急を実施して被害拡大防止を図るとともに、振り込め詐欺救済法を根拠とした被害回復分配金制度を分かりやすく説明し、被害者に対して同分配金が適切に支払われるような被害回復に資する措置を執る。</p> <p>現金送付型の特殊詐欺を認知した際は、配送業者に至急連絡し、被害金の送付を中止させるなどの被害回復に資する措置を執る。</p> <p>電子マネー型の特殊詐欺を認知した際は、同電子マネーの管理会社等に至急連絡し、同電子マネーの利用権を停止させるなどの被害回復に資する措置を執る。</p>	捜二
(10)	暴力団犯罪による被害回復の支援等の充実	佐賀県暴力追放運動推進センター、佐賀県弁護士会民事介入暴力対策委員会との連携を図り、暴力団犯罪等による被害回復の支援等を行う。	組対

No.	項目	施策概要	担当
3 犯罪被害者等の安全の確保	(1) 再被害防止措置の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連絡体制を構築し、市町が行う住民基本台帳閲覧制限等に係る支援を行う。</li> <li>・恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る保護観察付き執行猶予者の特異動向を把握した場合には保護観察所に対する連絡を行う。</li> </ul>	人少
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務監査、巡回業務指導等を通じて再被害防止措置の重要性を指導していくとともに、関係所属の申請に基づく出所者情報等の提供に的確に対応するなど、関係所属との連携を更に強化し、「佐賀県警察再被害防止要綱」に基づき再被害防止措置を徹底する（刑企）。</li> <li>・同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、関係機関・団体と緊密に連携し、再被害の防止に資する情報を同再被害防止対象者に適切に提供するとともに、非常時の通報要領、自主警戒の方法等について防犯指導を行う（捜一）。</li> <li>・再被害防止への配慮が必要な場合には、関係機関・団体と連携し、逮捕状の請求等の際に犯罪被害者等の個人情報保護に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応を行う。</li> </ul>	刑企 捜一
	(2) 再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等	<p>消費者行政担当課や消費生活センター等関係機関との緊密な連携による再被害防止を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者等の一時避難に係る公費負担及び婦人相談所等の関係機関・団体との連携強化による被害者等の安全確保を図る。</li> <li>・防犯指導、他機関への紹介等の方法による適切な自衛・対応策の教示、相手方への指導警告等、被害者の立場に立った対応を行う。</li> <li>・配偶者等からの暴力事案の被害者や児童虐待の被害児童等を保護し、これらの者に対する再被害を防止するため、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所等との連携を強化する。</li> </ul> <p>また、学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、学校をはじめとする関係機関・団体との連絡体制や学校警察連絡協議会等の組織の活用を図るとともに、加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図る。</p>	生企 人少
(3) 行方不明者対策の強化	<p>行方不明者届が出された者のうち、生命又は身体に危害が生じているおそれのある者等について、その行方に関する情報収集及び必要な捜査・発見活動を行う。</p> <p>併せて、関係機関・団体に協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講ずる。</p>	人少	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・囑託犬指導手等との連携を図り、積極的かつ効果的な運用を図る。</li> <li>・直轄警察犬の導入に向けて準備を進める。</li> <li>・行方不明届出票の身元確認照会システムへの早期入力及び照会を行う。</li> <li>・警察犬の運用及び身元確認照会システムについて、鑑識係員、鑑識代行員に対する指導教養を徹底し、より効果的な運用を図る。</li> </ul>	鑑識	

No.	項目	施策概要	担当
	(4) ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への迅速かつ的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ストーカー・DV等相談情報管理システム」を活用して、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者の経過確認を実施し、適切な保護対策等を行う。</li> <li>・複数の都道府県にわたる事案については、担当者が県間連絡を密にして対応し、情報共有の徹底及び迅速な対応を行う。</li> <li>・ストーカー事案、配偶者からの暴力事案では、被害者等の一時避難に係る公費負担及び関係機関・団体等の連携強化による被害者等の安全確保を行い、市町が実施する住民基本台帳閲覧制限等に係る支援を行う。</li> <li>・被害者へ法の仕組み、手続の流れ等を教示し、被害届等の意思決定に係る支援を行う。</li> <li>・恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案に係る保護観察付き執行猶予者の特異動向を把握した場合、保護観察所に対する連絡を行う。</li> </ul>	人少
	(5) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等	児童相談所と連携した合同訓練等を実施するなどして児童虐待への対応能力強化を図るとともに、児童虐待の早期発見、早期対応等に関する警察職員の知識・技能の向上に努める。	人少 捜一
	(6) 子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度に則り、県内対象者に対する適切な対応を行う。	人少
	(7) 保護対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身辺警戒体制の充実等による保護対策の強化を図る。</li> <li>・事務所撤去運動等を推進する住民や暴力団等との関係を遮断しようとする事業者の安全を確保する。</li> <li>・暴力団の不当要求に関する事業者に対する援助の措置を行う。</li> <li>・暴力団の不当要求に関する責任者講習を行う。</li> <li>・その他企業・行政対象暴力対策の推進を図る。</li> <li>・所謂えせ右翼行為の取締り、被害の防止、回復等の推進を図る。</li> </ul>	組対

No.	項目	施策概要	担当
4 犯罪被害者等支援の推進のための基盤整備	(1) 地方公共団体における条例の施行状況の検証等に資する協力	地方公共団体の担当部局に対し、犯罪被害者等支援条例が実効的なものとなるよう施行状況の検証及び評価等に資する協力をを行う。	広県
	(2) 地方公共団体における担当部局との連携・協力の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等に対し、被害者の手引きを交付して、総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等を教示する。</li> <li>・犯罪被害者等支援の担当者を対象とする研修の実施に必要な協力をを行うなど、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局及び総合的対応窓口の担当部局との連携・協力を図る。</li> </ul>	広県
	(3) 市町間の連携・協力の促進	市町間の連携・協力の促進を図るため、市町の犯罪被害者等支援担当者を集めた佐賀県くらしの安全安心課による研修の実施等に協力する。	広県
	(4) 犯罪被害者等のための施設等の改善	<p>犯罪被害者等の心情に配慮した施設（サポートルーム等）の活用やプライバシーの保護に配慮した被害者支援車両の効果的な運用を図る。</p> <p>犯罪被害者専用の事情聴取室等の施設の整備を図る。</p>	広県 施装

No.	項目	施策概要	担当
	(5) 研修の充実等	<p>【警察職員に対する研修の充実等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任被害者支援要員等に対する研修会や警察学校における被害者支援専科を実施して、犯罪被害者支援に関するDVDや犯罪被害者等支援の体験記等を活用したり、犯罪被害者等による講演を盛り込むなど、犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うための教養の充実を図り、犯罪被害者等の二次的被害の防止に努める。</li> <li>・ 本部犯罪被害者支援室員をカウンセリング業務等に関する研修会等に積極的に参加させ、支援技能の向上を図る。</li> <li>・ 被害者支援の好事例や支援に役立つ内容等を盛り込んだ「被害者支援室だより」を作成・配布するとともに被害者支援に関する教養資料を活用し、各所属における教養の充実を図る。</li> </ul>	広県
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県警察学校において、採用時教養では、警察庁が示す授業細目基準に基づく初任教養を行うとともに各級任用科においては教養カリキュラムに犯罪被害者支援の授業を盛り込む。</li> <li>・ 県警察学校で行う各部門別任用科及び各種専科の教養カリキュラムに犯罪被害者支援の授業を盛り込む。</li> </ul>	警務
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教養（生活安全実務専科、ストーカー・DV事案等対策専科、人身安全関連事案対策専科、他部門専科）、各種研修会において、人身安全関連事案担当職員に対し、被害者等に対する適切な対応に関する教養を実施する。</li> <li>・ 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度について各警察署の担当者に対する指導・教養を行い、同制度の適切な運用を推進する（人少）。</li> <li>・ 各警察署の担当者に対し、子供・女性脅威事案の11類型及び適用法令に関する教養を実施する（人少）。</li> <li>・ 専科等各種教養時に、犯罪被害者支援の体験記等の資料を活用しつつ、被害少年への支援要領、犯罪被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行う。また、被害児童の心情に配慮した聴取等の専門的な技術の向上に努める。</li> </ul>	生企 人少
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察署、交番等に対する鑑識出前実戦塾、巡回教養の際、犯罪被害者等の心情に配慮した適切な鑑識活動について指導教養を行う。</li> <li>・ 鑑識専科において、犯罪被害者支援の授業を取り入れるとともに、各種学校教養の機会に、被害者等の心情に配慮した適切な鑑識活動について教養を行う。</li> <li>・ 犯罪被害者等の心情に配慮した適切な鑑識活動について、鑑識係員、鑑識代行員に対する指導教養を行う。</li> </ul>	鑑識
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通現任総合専科等の専科教養及び巡回教養等において、被害者支援の重要性や取組要領等について指導教養を実施し、被害者支援のレベルアップを図る。</li> <li>・ 交通事故捜査員等に対する犯罪被害者支援に携わる警察職員等による講演を実施する。</li> </ul>	交指

No.	項目	施策概要	担当
		<p>【被害児童に関する研修等】 児童相談所、検察庁、警察の三者で連絡会議や対応訓練を行うなどして連携強化を図るとともに、児童からの聴取技能向上を図るための実戦的訓練の実施に努める。</p>	人少 刑企
		<p>【性犯罪被害者に関する研修等】 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施する。</p>	広県 捜一
		<p>【障害者に関する研修等】 障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施する。</p>	広県
		<p>県警察学校で行う各部門別任用科及び各種専科の教養カリキュラムに障害者への理解を深めるための授業を盛り込む。</p>	警務
		<p>障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、性犯罪捜査専科や性犯罪捜査研修会など各種教養において、専門的な知見を有する講師を招き、研修を実施する。</p>	捜一
(6)	指定被害者支援要員制度の活用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各警察署の被害者支援推進委員会の活動を促し、各部門の連携強化を図る。</li> <li>各警察署、本部関係課において、被害者支援要員を指定するとともに、被害者支援要員等に対する研修会等を実施し、被害者支援に関する知識・技能の向上を図る。</li> <li>多数の死傷者を伴う事案発生時においては、「死傷者多数を伴う事案発生時における被害者支援活動実施要領」に基づき、被害者支援要員の集中運用を図り、支援体制の構築等による迅速・的確な被害者支援を行う。</li> </ul>	広県
		<ul style="list-style-type: none"> <li>多数死体を伴う事案が発生した場合に備え、必要な装備資機材を計画的に整備するとともに、被害者遺族の心情に配慮するため、自治体(市町)と緊密な連携を図り、検視場所や遺体安置所を確保する。</li> <li>多数の死体を伴う大規模災害や事故が発生した場合、広域緊急援助隊刑事部隊を運用し、適切な遺族支援を行う。</li> </ul>	捜一
		<p>死傷者が多数に及ぶ交通事故が発生した際には、迅速な被害者支援要員の運用を図るとともに、広報県民課と連携を図り、適切な被害者支援を行う。</p>	交指
		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時は、必要に応じて部隊を編成・運用し、各種相談対応、避難所警戒、被災地におけるパトロールを実施する。</li> <li>自治体と連携し、積極的に情報収集及び情報発信を行い、被災者に対し正確な情報提供について配慮する。</li> </ul>	備二

No.	項目	施策概要	担当
	(7) 犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者支援に従事する警察職員の代理受傷に配慮するとともに、佐賀VOISSや部内カウンセラー制度を活用したスーパービジョンの積極的活用を促す。</li> <li>各警察署等の支援担当者を対象として代理受傷対策に関する教養等を行うなどして、代理受傷の防止を図る。</li> </ul>	広県
	(8) 好事例の勧奨及び適切な評価等	各所属における被害者支援の好事例及び好施策については、積極的に表彰を行い、所属や職員の士気高揚を図る。	広県
	(9) 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪捜査用装備資機材の整備・充実を図り、性犯罪捜査指定捜査員指定による組織体制を確立し、事件発生に備える。</li> <li>専科、研修会及び性犯罪捜査指導官等による指導教養を行い、捜査員の実務能力や被害者支援能力の向上を図る。</li> </ul>	捜一
		<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪被害者の身体等からの資料採取における女性警察官の活用を図る。</li> <li>鑑識専科及び各種教養に女性警察官を積極的に参加させ女性警察官の実務能力向上を図る。</li> </ul>	鑑識
	(10) 関係機関・団体との連携・協力の充実・強化	<p>【関係機関・団体との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>V S協議会や警察署犯罪被害者支援ネットワークについて、相互の連携強化に努めるとともに、具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどして事案への対応能力の向上を図る。</li> <li>V S協議会を開催し、関係機関・団体との連携強化を図るとともに、「被害者支援ニュースレター」等の資料を活用した積極的な情報提供を行う。</li> <li>佐賀県、市町等の地方公共団体をはじめとして、佐賀VOISS（犯罪被害者等早期援助団体）、さがmirai等の関係機関・団体との連携を強化するとともに、当該機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等に関する情報提供を行う。</li> </ul>	広県
		<p>【関係機関・団体への協力】</p> <p>犯罪被害者等支援が途切れることなく行われるよう、地方公共団体をはじめとする関係機関・団体における研修の実施に必要な協力を行い、犯罪被害者等支援を担当する職員等の意識の向上を図る。</p>	広県
	(11) 犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神的被害の大きい犯罪被害者等に対しては、佐賀VOISSの紹介を確実にを行うとともに、要請があった場合には、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度に基づき、確実な情報提供を実施し、佐賀VOISSと連携した適切な被害者支援活動を行う。</li> </ul>	広県
	(12) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀VOISSの「被害者支援サポーター養成講座」等の研修に犯罪被害者支援室員を講師で派遣するなどして、民間支援員の知識・技能の向上を図る。</li> <li>犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため、カウンセリング等研究会等において佐賀VOISS支援員をコーディネーター役とし、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した犯罪被害者等支援に関する実践的なシミュレーション訓練を行う。</li> </ul>	広県

No.	項目	施策概要	担当
	(13) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀VOISSに被害者支援業務の一部を委託するとともに、その委託費用を確保することで、同団体の財政的・人的基盤の強化を図る。</li> <li>・各種広報媒体等を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う佐賀VOISSの活動等について周知する。</li> </ul> <p>独立行政法人自動車事故対策機構及び公益財団法人交通遺児育英会が行う「交通遺児等貸付」の制度周知を図るための広報を実施する。</p>	<p>広県</p> <p>交企</p>
	(14) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等	<p>佐賀VOISSをはじめとする民間被害者支援団体が開催するシンポジウムや講演会について、必要に応じ、後援するなど、開催に協力するよう努める。</p> <p>また、シンポジウム等の開催に当たっては、地方公共団体をはじめとする公的機関に対し、SNS等の各種広報媒体を活用して周知するなど、その活動を支援する。</p>	広県
	(15) 犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実	<p>県警察ホームページ等に関係法令、相談機関等に関する情報その他必要な情報を掲載するとともに、外国語による情報提供を行うなど、その充実に努める。</p>	広県
	(16) 犯罪被害者等支援の実態把握等	<p>「被害者支援管理システム」を活用するなどして、犯罪被害者等支援の実態や犯罪被害者等が置かれている状況等を把握し、適切な対応に努めるとともに、担当者に必要な助言・指導を行う。</p>	広県

No.	項目	施策概要	担当
5 県民の理解の増進	(1) 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）」の周知に努める。</li> <li>地方公共団体をはじめとする関係機関・団体と連携を図り、週間に合わせた広報啓発活動を実施し、犯罪被害者等への理解の増進を図る。</li> </ul>	広県
	(2) 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>県警察ホームページ、ラジオ、県政情報誌、SNS等の広報媒体を活用したり、犯罪被害者支援フォーラム、命の大切さを学ぶ教室、街頭キャンペーン等の機会を捉えて、犯罪被害者等が置かれている状況や被害者支援施策の重要性、佐賀VOISSの活動等に関する広報啓発活動を推進する。</li> </ul>	広県
		<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の身近に発生している犯罪等について速やかな被害実態の把握・分析を行うとともに、県民に対し、関係機関と連携して、ホームページ、広報資料、メール配信等により、犯罪の発生状況や防犯対策等の情報提供及び防犯指導を行い、被害防止を図る。</li> <li>各種関連月別広報重点等を活用した広報を実施する。</li> <li>ヤミ金融事犯の被害防止を目的として、防犯ボランティアと連携し、講演会等における講話を始め、県警ホームページ、各種広報媒体及びリーフレット等を活用した広報・啓発活動を推進する。</li> </ul>	生企
		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携の上、広報資料の配布や講話等の各種機会を通じて被害少年等の支援施策を広く知らせるとともに、支援に関する県民の理解増進に努める。</li> <li>児童の性被害防止対策を推進するため、公用スマートフォンを活用して、SNS上の不適切な書き込みに対して広範囲に注意喚起を行うなど、広報啓発活動を推進する。</li> </ul>	人少
		<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー犯罪等の被害者支援に関して、防犯ボランティアと連携し、講演会等における講話を始め、県警ホームページ、各種広報媒体及びリーフレット等を活用した広報・啓発活動を推進する。</li> </ul>	サイバー
		<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団犯罪の被害相談窓口に関する積極的な広報を実施する。</li> <li>県警ホームページに暴力団逮捕被疑者情報を掲載する。</li> <li>暴排協議会、学校に対する暴排教育、不当要求責任者講習等、あらゆる活動を通じて広報啓発活動を推進する。</li> </ul>	組対
	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許センターへ内に広報・啓発パンフレット等を置き、更新時講習等の来庁者に対して犯罪被害者支援の理解増進を図る。</li> </ul>	運免	
(3) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。</li> </ul>	広県	

No.	項目	施策概要	担当
(4)	調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれている状況についての県民の理解の増進	犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査研究の結果に関する広報資料等を作成するなどして、犯罪被害者等が置かれている状況についての県民の理解を増進するための広報啓発活動に活用する。	広県
		交通事故分析結果をはじめとした、交通事故に関する各種データ等をマスコミをはじめ、部内外に広く提供するとともに、交通安全関係機関・団体が作成した交通関連資料等を活用・配付することで、犯罪被害（交通事故被害）に関する県民の理解を増進する。	交企
(5)	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進	犯罪被害者支援フォーラム等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童（その兄弟姉妹を含む。）及び障害者をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、県民の理解の増進及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。	広県
		シンポジウムや講演会等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童（その兄弟姉妹を含む。）及び障害者をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、県民の理解の増進及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。	人少
(6)	「命の大切さを学ぶ教室」の開催等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生、高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、命の重みや犯罪被害者等の心情等について理解を深める取組を行う。</li> <li>・「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の作文を募ることで、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努める。</li> <li>・大学等との連携を強化し、大学生を対象とした被害者支援に関する講義等を推進するとともに、犯罪被害者支援フォーラム等への参加を呼びかけるなどして、大学生ボランティアを募り、その活動を支援する。</li> </ul>	広県
(7)	犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施	地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌、県警ツイッター、あんあんメール等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声掛け、ひったくり等の発生状況等を発信する。	人少
		地域住民に対して、身近な場所で発生している性犯罪や子供への声かけ事案等の発生状況を、犯罪被害者等が特定されないよう配慮した上で、ミニ広報紙、広番速報等を活用して情報を発信する。	地域
(8)	交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進	交通安全講習会、交通安全教育等の機会を通じて、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等を活用した広報啓発に努めるとともに、交通事故被害者の切実な声が反映されたDVDなどを有効活用して交通事故の悲惨さ等に関する県民の理解増進に努める。	交企
		更新時講習、違反者講習等の機会を捉え、交通事故の実態及び被害者の切実な訴えが反映されたDVD等の活用や、交通事故に関するデータを示すなどして、交通事故の被害者またはその家族等の苦痛等を訴え、交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。	運免